

## 【中国】民営經濟促進法の制定

海外立法情報課 湯野 基生

\* 2025年4月、民営企業等の発展の促進、市場参入の障壁の撤廃、公平な競争の促進、民営企業等及びその経営者の権利・利益の保護等のための規定を盛り込んだ法律が制定された。

### 1 背景と経緯

中国の経済制度は公有制を主体とし、国有経済<sup>1</sup>が経済を主導する（憲法第6条、第7条）。国有企業は、公共性の高い事業で独占経営を認められる等の優遇を受けてきた一方、民営企業は、非公有制に属する民営経済の主体であり、経済成長の主な原動力でありながら、市場参入が規制される等の不利益を受けてきた<sup>2</sup>。習近平政権では、民営経済も重視する方針<sup>3</sup>が強調され、2023年、民営経済の成長促進に関する中国共産党及び国務院の文書<sup>4</sup>が発出され、民営経済促進法の制定が計画された。2024年から、国務院の関係部門で同法の起草が始まり、同年12月から、全国人民代表大会常務委員会での審議が行われた<sup>5</sup>。同法（全9章78か条）は、2025年4月30日に公布、同年5月20日に施行された（中華人民共和国主席令第46号）<sup>6</sup>。

### 2 概要

#### (1) 総則

本法は、民営経済の発展環境の最適化、各種経済組織<sup>7</sup>の市場競争への公平な参加の保証、民営経済及び経済人の健全な成長の促進等のため制定される（第1条）。公有制経済を少しも揺るぎなく強固にし、発展させ、非公有制経済の発展を少しも揺るぎなく奨励し、支援し、導く（第2条）。民営経済は、社会主義市場経済の重要な構成部分である（第3条）。民営経済組織及びその経営者は、党の指導を擁護しなければならない。国は、経営者に対し、思想的、政治的先導を強化し、企業家精神を養成し、社会主義核心価値観<sup>8</sup>を実践するよう導く（第5条）。

#### (2) 公正な競争、投融資、イノベーションの促進

国は、全国統一の市場参入ネガティブリスト<sup>9</sup>制度を実行する（第10条）。各級政府等は、

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年7月10日である。中国の法律の原文は、国家法律法規データベース（「国家法律法规数据库」<<https://flk.npc.gov.cn/index.html>>）から閲覧した。

<sup>1</sup> 国（全国民）が生産手段を所有する経済形態であり、（農村等の）集団所有等と共に、公有制経済を構成する。

<sup>2</sup> 関志雄「急がれる中国における民営企業に関する法整備—大きな一步としての「民営経済促進法」の施行—」2025.5.29. 経済産業研究所ウェブサイト <<https://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/ssqs/250529ssqs.html>>

<sup>3</sup> 公有制と非公有制の両方を少しも揺るぎなく（「两个毫不动摇」）重視する等。本法第2条にも盛り込まれた。

<sup>4</sup> 民営経済の発展環境の整備、政策支援の強化、人材の成長の促進等のための施策を定める。「中共中央 国务院关于促进民营经济发展壮大的意见」2023.7.19. 中国政府网 <[https://www.gov.cn/zhengce/202307/content\\_6893055.htm](https://www.gov.cn/zhengce/202307/content_6893055.htm)>

<sup>5</sup> 「国新办举行新闻发布会 介绍《中华人民共和国民营经济促进法》有关情况」2025.5.8. 国务院新闻办公室 <<http://www.scio.gov.cn/live/2025/35901/index.html>>

<sup>6</sup> 「中华人民共和国民营经济促进法」。第1章：総則（第1条～第9条）、第2章：公平な競争（第10条～第15条）、第3章：投資・融資の促進（第16条～第26条）、第4章：イノベーション（第27条～第33条）、第5章：経営の規制（第34条～第43条）、第6章：サービスの保障（第44条～第57条）、第7章：権利・利益の保護（第58条～第70条）、第8章：法的責任（第71条～第76条）、第9章：附則（第77条、第78条）。

<sup>7</sup> 国有企業等のほか、民営経済組織（中国国内で設立され、中国公民（国民）が統制する営利法人、非営利組織等（第77条））が含まれると考えられる。

<sup>8</sup> 中国共産党が2012年以降提唱する概念で、自由、平等、公正、法治、愛国、勤勉、誠実、友好等を内容とする。

<sup>9</sup> 企業等の参入を禁止する事業及び参入に許可等が必要となる事業等を列挙したもの。

公平競争審査制度<sup>10</sup>を実行する（第11条）。国は、民営経済組織による各種生産要素やサービス資源の平等な利用を保障する（第12条）。

民営経済組織による国の重要戦略等への参加、戦略的新興産業等への投資等（第16条）、資産活用、再投資能力の向上（第18条）、民営経済組織による国の科学技術プロジェクトへの参加等（第28条）、新技術等の応用実験の展開（第31条）等を支援する。

金融機構は、民営経済の特徴に合う金融商品等を開発・提供し（第23条）、与信、信用貸付管理等の面で、民営経済組織を平等に扱わなければならない（第24条）。民営経済組織に対する信用調査機構のサービス提供、信用格付機構の格付方法の最適化を支援する（第26条）。国は、規格制定への民営経済組織の参加を保障し（第30条）、民営経済組織等の画期的イノベーションに対する保護を強化し、知的財産権の侵害に係る懲罰的賠償制度を実施する（第33条）。

#### （4）民営経済組織に対する規制

民営経済組織の中の党組織・党員は、民営経済組織の健全な発展に積極的な役割を果たす（第34条）。民営経済組織は、国の業務の大局に従い、経済発展、雇用拡大等に積極的な役割を果たさなければならない（第35条）。自然環境の破壊、労働者の権利・利益等の侵害をしてはならない（第36条）。ガバナンス及び管理制度を整備し、内部監督を強化し、職員の代表大会等による民主的管理制度を構築整備し（第38条）、財務管理を強化し、財務上の不正を防止し、組織と経営者個人とで収支を区別しなければならない（第40条）。海外での投資経営では、進出先の法を順守し、文化的伝統等を尊重し、国のイメージを守らなければならない（第43条）。

#### （5）民営経済組織の権利・利益に対する保護

行政機関の法執行は、民営経済組織の経済活動への影響を避け（第50条）、同組織及び経営者の違法行為に対する行政処罰は、他の経済組織に対する処罰と同等とする原則で処理しなければならない（第51条）。民営経済組織及びその経営者の人身及び財産に係る権利、経営自主権等は、法的な保護を受け（第58条）、その人格権に対する悪意ある侵害により、経済活動が損失を被ったときは、加害者は賠償責任を負う（第59条）。民営経済組織に対し、国の機関等が調査を行う際は、経済活動への影響を避け（第60条）、財物の押収では、違法所得とそれ以外の財産とを厳格に区別しなければならない（第62条）。民営経済組織に対し、法令に反する費用、法的根拠のない過料等を徴収してはならない（第61条）。県级以上の地方政府は、（民営経済組織に対する）代金支払の保障に係る業務を強化し<sup>11</sup>（第69条）、民営経済組織との契約等を履行しなければならず、担当交代等を理由とする違約等をしてはならない（第70条）。

#### （6）法的責任

公平競争審査等を受けずに政策措置を発表した等の場合（第71条）、法に反する徴収、押収等の措置を行った場合（第72条）、国の機関等が、民営経済組織に対する支払を拒否し、又は遅滞した等の場合（第73条）、民営経済組織及びその経営者の合法的権利・利益を侵害した場合（第74条）、民営経済組織及びその経営者が、法に反する経済活動を行った場合（第75条）、不正な手段で表彰や優遇を受けた場合（第76条）に対する罰則を定めた。

<sup>10</sup> 経済関係の法令等が公平な競争を阻害するものでないか審査する制度。公平競争審査条例（「公平競争審査条例」2024年6月6日公布、同年8月1日施行。国務院第783号。湯野基生「【中国】公平競争審査条例の制定」『外国の立法』No.301-1, 2024.10, p.38）に規定がある。

<sup>11</sup> 関係する国務院法規（「保障中小企业款项支付条例」2025年3月17日改正、同年6月1日施行。国務院令第802号。湯野基生「【中国】中小企業代金支払保障条例の改正」『外国の立法』No.304-2, 2025.8, p.37）が制定された。